



改正後	改正前
<p>居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第三十四条 [略]</p> <p>2 介護医療院の開設者は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 感染症<b>及び</b>食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し周知徹底すること。</p> <p>二 感染症<b>及び</b>食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三・四 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第三十五条 <u>介護医療院の開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)</u>を定めておかなければならない。ただし、</p>	<p>居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第三十四条 [略]</p> <p>2 介護医療院の開設者は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 感染症<b>又は</b>食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に対し周知徹底すること。</p> <p>二 感染症<b>又は</b>食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三・四 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(協力病院等)</p> <p>第三十五条 <u>介護医療院の開設者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととすることができる。</u></p> <p><u>一 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p><u>二 当該介護医療院の開設者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p><u>三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p><u>2 介護医療院の開設者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 介護医療院の開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>4 介護医療院の開設者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>5 介護医療院の開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6 [略]</u></p> <p>(掲示)</p> <p>第三十六条 介護医療院の開設者は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、<u>協力医療機関</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(以下この条において単に「重要事項」という。)</u>を掲示しなければならない。</p> <p>2 介護医療院の開設者は、<u>重要事項</u> _____ を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u></p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p><u>2 [略]</u></p> <p>(掲示)</p> <p>第三十六条 介護医療院の開設者は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、<u>協力病院等</u> _____、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項 _____ を掲示しなければならない。</p> <p>2 介護医療院の開設者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u></p>

改正後	改正前
<p>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 介護医療院の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p><u>(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p><u>第四十一条の三 介護医療院の開設者は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第五十三条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p>6 [略]</p>	<p>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第五十三条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[追加]</p> <p>5 [略]</p>